

十條ゴルフガーデンICカード利用規約

■目的

- ・十條ゴルフガーデン(以下「本練習場」という)において使用する十條スポーツセンターICカード(以下「カード」という)については本規約に則って取扱うものとし、カードの所有者(以下「利用者」という)は、本規約にしたがってカードを利用するものとする。
- ・利用者がカードを利用する場合、この「十條ゴルフガーデンICカード利用規約」が適用されることを予め了承するものとします。

■種別

- ・本練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。
 - (1)メンバーカード(個人登録)
 - (2)ビジターカード(未登録)

■登録

メンバーカードの発行にあたっては、利用者本人が所定の申込用紙に必要事項をご記入していただき、年会費をお支払いいただきます。

■カードの発行

(1)メンバーカード

- ・お申込み者1名につき1枚を登録申込と同時に発行いたします。
- ・初回、所定のカード発行料を支払うことにより発行となります。
年会費の期限が終了した場合、引き続き年会費をお支払いいただきます。お支払いいただかない場合は、ビジター利用となります。残高は最終利用日から2年間有効です。

(2)ビジターカード

- ・初回、所定のカード発行料を支払うことにより発行となります。

(3)カードの利用は本人のみとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

■入金・チャージ等

- ・カードへのチャージは、所定の金額ごとに行い、カードの残高上限はポイントを含め50,000円です。
- ・カードは自動入金機でチャージ(入金)することにより繰り返し利用することができます。
- ・カード残金の確認は自動入金機、打席スタンド、フロントで確認することができます。
- ・カード残額はいかなる場合でも返金、換金はいたしません。

■カード利用停止・利用資格の喪失

- ・利用者が本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、そのカードの利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、本練習場は通知することなくカード利用を一時停止することができます。
- ・カードの利用状況が適当でないと本練習場が判断した場合、その他、本練習場が必要と認めた場合、本練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ且つカードを無効とする事ができるものとします。
この場合、利用者は本練習場に直ちにカードの返却を行うものとします。

■カードの紛失、盗難による保証

- ・カードの紛失、盗難にあった場合の利用者の損害等については一切の責任を負いません。

■カード再発行

- (1)メンバーカードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合は、本人確認の上、所定の手数料をいただきカードを再発行いたします。尚、その際、以前のカードは無効となり残高は移行します。
- (2)ビジターカードはいかなる場合でも再発行はできません。

■失効

- ・本練習場の利用が最終利用日より2年間利用履歴がない場合は(チャージ残額)カードは失効いたします。
(ビジターカードの残高は、最終利用日より6カ月で失効いたします)。
- ・ポイントについては、本練習場の最終利用日より2年間利用履歴がない場合は失効いたします。

■登録事項の変更

・メンバーカードにおいて、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに本練習場へ連絡するものとします。

なお、届出事項変更の連絡がない場合は、本練習場はカードの利用を停止することがあります。

■不慮の事故による損害

・天災時、当社の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、本練習は責任を負いません。

■規約の改定

・本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

・本練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。

以上

2022年2月6日

十條スポーツセンター

日本製紙総合開発株式会社